

中野市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の規定により、中野市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、空家等対策の推進に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員12人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の座長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設水道部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。